(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和5年度第2回芦屋市地域密着型サービス運営委員会
日 時	令和6年2月27日(火) 16:15~17:30
場所	芦屋市役所東館 大会議室
出 席 者	委員長 家髙 将明
	委 員 多田 直弘、三島 久美子、木下 京子、和田 周郎、
	鈴木 珠子、上田 利重子、三谷 康子、中山 裕雅
	欠席委員 副委員長 川畑 香、山本 眞美代、良川 育余
事務局	監査指導課 課 長 篠原 隆志
	主 査 橋本 雅子
	" 主事 大塚 恵実
	高齢介護課 課 長 浅野 理恵子
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

議題

- (1) 地域密着型サービスの運営指導結果等について
- (2) 地域密着型サービス事業所の指定の取扱いについて
- (3) 第10次芦屋すこやか長寿プラン21の概要について

2 提出資料

- ・【資料1】地域密着型サービスの運営指導結果等について
- ・【資料2】地域密着型サービスの指定の取扱いについて
- ・【資料3】 芦屋すこやか長寿プラン21 (概要版)
- ・地域密着型サービス運営委員会設置要綱
- 3 審議内容
- 事務局(篠原) 皆様、こんにちは。お時間となりましたので、ただいまから令和5年度、第2回 の芦屋市地域密着型サービス運営委員会を開催いたします。

私は事務局を務めます、監査指導課の篠原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、お手元の議事次第に沿って進めてまいりますが、ここからの議事進行は家髙委員長 にお願いしたいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

家髙委員長 それでは皆様、よろしくお願いいたします。

まず、事務局より本委員会の成立状況の報告をお願いいたします。

事務局(篠原) 本委員会の成立状況等についてお伝えいたします。

本日は、現時点で委員12名中9名の委員が御出席であり、委員定数の過半数の出席をいただいておりますので、本委員会は成立していることを御報告申し上げます。

また、この委員会は附属機関でございますので、芦屋市情報公開条例第19条により、原則公開となっております。本日の発言内容、発言者のお名前等は、議事録として市のホームページ等にて公開されることになりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。議事録作成のため、ICレコーダーでの録音をさせていただきますので、併せて御了承をお願いいたします。

本日、傍聴の方はおられません。

続いて、事前に送付させていただきました資料の御確認をさせていただきます。

まず、委員名簿、議事次第、それから資料1の令和5年度地域密着型サービス(介護予防を含む)の運営指導結果等について、資料2の令和6年度地域密着型サービス指定の取扱いについて、第10次の芦屋すこやか長寿プラン21の概要版、それから最後に地域密着型サービス運営委員会の設置要綱となります。

不足等はございませんでしょうか、事務局からは以上でございます。

- **家高委員長** では、次第の議事に入らせていただきたいと思います。事務局より、議事(1)地域 密着型サービス運営指導結果についての資料の説明をお願いいたします。
- 事務局(橋本) 事務局の監査指導課の橋本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私から資料1の令和5年度地域密着型サービス(介護予防を含む)の運営指導結果等について御報告させていただきます。

では、まず運営指導について御報告いたします。1の運営指導を行った法人数を御覧ください。

まず、運営指導はサービスの質の確保と保険給付の適正化を目的とした行政指導になり、介護保険事業所の任意の協力の下、実施しております。

令和5年度は、地域密着型サービスを行う5法人に対して指導を行いました。サービスの内訳は、地域密着型通所介護が1件、認知症対応型通所介護が1件、小規模多機能型居宅介護が1件、認知症対応型共同生活介護が3件、地域密着型特定施設入居者生活介護が1件、介護予防認知症対応型通所介護が1件、介護予防小規模多機能型居宅介護が1件、介護予防認知症対応型共同生活介護が3件の合計12件となります。

2ページ、2の運営指導における指摘事項の概要を御覧ください。まず、文書指摘の御報告をさせていただきます。文書指摘は、運営指導の結果、法令・基準・通知等で規定した事項に違反されていることが確認される場合に行います。文書指摘を行った内容は、是正または改善を求めるため、事業所から改善報告書を提出させ、その改善状況を確認しています。

では、令和5年度に実施した運営指導の結果、文書指摘となったものについて御報告いたします。

まず、人員に関する基準です。指摘事項としましては、管理者がほかの介護職員に管理業務を一任している。計画作成担当者が1か月以上不在の状態が継続している。一部の介護職員が実際に当該事業所で勤務したことを確認できる記録、例えばタイムカードや出勤簿などがないものがありました。人員基準を満たせていないことを確認した事業所については、運営指導後も勤務体制等を継続的に確認しております。

続いて、運営に関する基準です。指摘事項としましては、重要事項説明書に不備がある。サービス提供前に個別サービス計画に同意を得ていない。施設サービス計画が作成されていない。ハラスメント防止対策の、事業主の方針の明確化や従業者への周知徹底が不十分である。避難訓練や消火訓練を実施していない。運営推進会議で受けた評価、要望、助言等の記録について作成されていない。市へ事故報告書が提出されていない。記録が整備されておらず、書類が速やかに提示されない。苦情対応記録について、苦情対象者が不明なものや記録がない項目があるというものがありました。

この指摘事項の中の避難訓練や消火訓練を実施していないという指摘については、利用者の 方の安全にかかわる事案でもございますので、早急に訓練を実施するよう指導しています。

また、避難訓練については、日中だけではなく夜間を想定したものや、管理者が不在の場合を 想定したものを取り入れて、様々な状況に対応できるよう助言などをしております。

続いて、介護給付費の算定及び取扱いに関する文書指摘です。3ページ目を御覧ください。指 摘事項としましては、看護職員配置加算及びサービス提供体制強化加算について、人員基準欠如 のため報酬算定ができないところ加算を算定していたため、過誤申立てを求めた。

入浴を実施していない利用者に対して入浴介助加算を算定していたため、過誤申立てを求めた。

機能訓練指導員が不在で個別機能訓練が行われていない日に個別機能訓練加算を算定していたため、過誤申立てを求めたものがありました。

看取り介護加算を取るために必要な内容が不十分であるという指摘の内容については、例の とおり、看取りに関する職員研修を行っているが記録をしていない、看取り介護を行っている利 用者の療養や死別に関する対象者及び家族の精神的な状態の変化、精神的な状態に対するケア についての記録が確認できないものです。文書指摘は以上になります。

3ページの下段の口頭指摘に移ります。口頭指摘とは、運営指導の結果、法令・基準・通知等で規定した事項に違反しているが、その程度が軽微である場合、またはその違反について文書指摘を行わなくても改善が見込めると判断したものになります。

では、令和5年度に実施した運営指導の結果、口頭指摘になったものについて御報告をいたします。

運営に関する基準の指摘事項としては、まず1つ目が実際のサービス提供と異なる時間区分が地域密着型通所介護計画に記載されている、従業者の秘密保持誓約書について、1名分の署名が漏れているものがありました。

また、介護給付費の算定及び取扱いに関する口頭指摘としましては、処遇改善計画書を外部から見える場所に掲示していない、科学的介護推進体制加算の算定要件が不十分である、地域密着型通所介護費の請求誤りがあり過誤申立てを求めた、口腔衛生管理体制加算の記録が不十分である、医療機関連携加算の算定要件が不十分であるというものがありました。口頭指摘については、以上になります。

資料4ページ、3の監査を行った法人数及び指摘事項について御報告いたします。

監査は、著しい運営基準違反、不正請求、高齢者虐待等が認められた場合や、その恐れがある 場合に情報収集するとともに、現地に立ち入って検査を行い、事実関係を確認するものです。

令和5年度は、1法人に対して監査を実施しました。こちらの指摘内容については、現在、精 査中でございます。

また、令和4年度末に実施した監査について、前年度末のこちらの運営委員会において精査中であったため御報告できなかったものにつきまして、主な指摘事項を今回御報告させていただきます。

監査を実施した対象サービスは、地域密着型通所介護及び予防専門型通所サービスです。

主な指摘事項としましては、サービス計画が作成されていない事例が複数ある。看護職員及び生活相談員の配置がされていない日が複数ある。一部、非常勤職員で、雇用契約が未締結である職員や、雇用契約書及び辞令等から従業者であることが確認できない職員がいる。令和元年 10 月以降、研修の記録が整備されておらず、誰がどの研修に参加していたか確認することができない。さらに、令和4年 10 月以降は計画していた研修を実施していない。避難、救出等が必要な訓練について、訓練を年 2 回実施していることを確認できない年がある。ADL維持等加算及び科学的介護推進体制加算で、例えば科学的介護情報システムLIFEへの情報提供が行われていないなど算定要件が不十分であるというものがありました。

基準違反は確認いたしましたが、不正請求や指定取消等の行政処分に当たるものはありませんでした。監査実施後は指摘事項に対する改善内容について法人からの報告があり、その内容について適正に改善されているかを確認いたしました。

最後に4のまとめです。令和5年度の運営指導及び監査は、昨年度と同様に厚生労働省から示された指導方針に基づき、サービスごとに確認する項目及び文書を絞り実施しました。おおむね、適正に基準を順守し運営していましたが、一部の事業所では文書指摘事項が多く、適正な運営を実施するよう指導しました。また、令和6年度から義務化される運営基準について、事業所における整備状況を確認し、適正に実施することができるように助言を行いました。

令和6年度は法改正により人員や運営基準の改正が予定されるため、集団指導を通じて法改 正の内容を周知するとともに、併せて実地による運営指導を行い、市内事業所の介護サービスの 質の向上と運営の適正化を図ります。

なお、運営指導での主な指摘事項については、後日、市内の地域密着型サービス事業所に対して開催する集団指導においても一部周知し、令和5年度に運営指導を実施していない事業所においても、いま一度サービスの基準や運営について見直ししていただくよう指導していきます。 私からは以上になります。

- **家高委員長** では、先ほどの説明に対しまして、御質問や御意見等はございますでしょうか。 上田委員、お願いします。
- **上田委員** 社会福祉協議会の上田です。運営指導等、いつもありがとうございます。

それぞれの事業所では人員不足とか、なかなか体制が取りにくい状況もあるかと思います けど、それぞれの項目をしっかりチェックして、整備して、確認していくことが第一で、職員 の働きやすい環境を守ったり、利用者の方が安心して安全に利用できるところを死守してい けるのかなと思っておりますので、引き続き事業所さんにも頑張っていただきたいと思いま すし、監査指導課の方にも、指導をよろしくお願いしたいと思います。

- 事務局(篠原) 上田委員がおっしゃっていただきましたように、事業所の方々は、今、人材確保の面でも非常に大変な思いをしておられまして、そういった部分については市で施策等を実施していく一方で、利用者の皆様のことを考えると、我々監査指導課としては、基準等をきっちりと守って運営していただいている事業所の方々が多くいらっしゃいますので、基準が守れてない事業者さんがいらっしゃいましたら、できる限り寄り添う形で、適切に指導を続けていきたいと思っております。
- **家高委員長** 令和4年度で監査を行った法人の指摘内容を見てみますと、恐らく看護職員、生活相談員の配置がされていない日があったり、または雇用契約が曖昧な職員がいたりと職員不足で、 そこに追われてしまって、結果的に必要な手立てができず、こういう状況に陥ったと想像できます。

ただ一方で、通常の通所介護と違って、地域密着型の介護サービスの場合、地域の中で住み慣れた生活を保障する必要があり、事業所は地域の方々とどう協力していくか、関係性をつくっていくかも求められているので、日々のサービスをどう提供するかで一杯一杯になってると、地域密着型サービスの本来の役割を果たせない問題もありますので、人材確保をどうしていくのか、新しい方に来ていただくための行政としてのサポートを、今後も継続してやっていただきたいです。

あと、上田委員が言われたように、離職防止を行い、いかに働きやすい環境をつくるのかも大事ですし、事務負担もできる限り効率的にできるような手立てを、継続的に考えていただけたらと思っております。

そのほか、いかがでしょうか、特にございませんか。特にないようでしたら、次に進ませていただきます。

続いて、議事2、地域密着型サービスの事業所の指定の取扱いについてに移りたいと思います。こちらも、また事務局から説明よろしくお願いいたします。

事務局(橋本) 地域密着型サービスの指定に係るスケジュール関係の取扱いについて、御説明させていただきます。資料2を御覧ください。

地域密着型サービスの指定にあたりましては、介護保険法第78条の2第7項の規定に基づきまして、芦屋市地域密着型サービス運営委員会、こちらの委員会での意見聴取を経て、指定することになります。

したがいまして、本委員会の令和6年度における取扱い、スケジュールを次のとおり提案させていただきます。

1、意見聴取を経るための取扱いの中にあるスケジュールの表を御覧ください。表の1段目に あるスケジュールのとおり、第1期目が令和6年6月7日金曜日までに新規申請を受け付けた ものについて、令和6年7月開催の運営委員会で意見聴取をさせていただき、同じ年の8月から 11月の間に指定を行います。

第2期目が令和6年10月4日金曜日までに新規申請を受け付けたものについて、令和6年11 月開催の運営委員会で意見聴取をさせていただき、令和6年12月から令和7年3月の間に指定 を行います。

最後の第3期目が、令和7年1月24日金曜日までに新規申請を受け付けたものについて、令和7年2月下旬から3月に開催する運営委員会で意見聴取をさせていただき、令和7年4月から令和7年7月の間に指定を行うものとさせていただきたいと考えております。

なお、申請書類提出締切日までに申請がなかった場合で、別の議題・議案がないときは対象となる本委員会は開催しない取扱いにさせていただきたいと思います。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

家髙委員長 今の説明に対しまして御質問、御意見等ございますでしょうか。

指定のスケジュールと、この委員会の開催の予定になっておりますので、皆様ご承知おきください。

それでは議事3、第10次 芦屋すこやか長寿プラン21の概要についてに移ります。 事務局より説明をいたします。

事務局(浅野) 事前にお配りをしております、第10次 芦屋すこやか長寿プラン21の概要版を お手元に御用意ください。

まず、説明の前に資料に1か所誤りがございますので、御説明をさせていただきます。最後のページ、芦屋市の地図が載っているページで、日常生活圏域の境界を破線、点線で示しておりますが、山手生活圏域と精道生活圏域の境界が2号線になりますので、正しくは業平町の南側に接して東西に点線を引くべきところ、業平町の北側に点線が入っていますので、少し位置がずれております。訂正の上、お詫びいたします。申し訳ございません。

改めまして、資料の説明させていただきます。まず、表紙をご覧いただけますでしょうか。第 10 次 芦屋すこやか長寿プラン 21 につきましては、第 10 次の芦屋市高齢者福祉計画と第 9 期の介護保険事業計画の 2 つの計画を一体的な計画として作成したものでして、計画の全体の名称が第 10 次芦屋すこやか長寿プラン 21 になってございます。

1ページ、今期計画の概要です。計画の期間は令和6年度を初年度としまして、8年度までの 3年間の計画となっております。

今期の計画の位置づけは、令和22年、2040年に向けて少子高齢社会における持続可能な社会保障の在り方を展望しつつ、高齢者が安心して暮らせる地域包括ケアシステムを、さらに進化・維持する計画として作成をしております。

地域包括ケアシステムは、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らし を続けられるように、医療・介護・予防、つまり生活支援が一体的に提供される、そういった取 組を進めていこうというものでございます。

次に、(2) 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関係について、要介護認定者を含む全ての 高齢者を対象とした高齢者福祉計画と介護保険サービスに関する介護保険事業計画は相互が連 携することにより、総合的な、効果的な施策を展開していくことができるため、本市では両計画 を一体的な計画として策定をしております。

3ページ、芦屋市の状況です。人口の推計や要介護認定者数の推計が載ってございます。

将来人口の推計ですが、65歳以上の人口は棒グラフの一番上のべた塗りの部分になります。 令和5年は28,479人となっているのが、3年後、計画期間の最終年度である令和8年を見てい ただきますと29,062人となりまして、さらに令和22年には34,306人と増加していく推計とな っております。

一方で現役世代人口の減少が進み、高齢化率は令和8年には31.1%。令和22年には40.9% と、40%を超える見込みとなっております。ちなみに、直近、令和6年1月末時点の芦屋市の高齢化率は30.2%です。町別の高齢化率にはばらつきがありまして、海洋町や緑町などは50%を超える町もある状況です。

次に、(2) 要介護認定者数の推計を御覧ください。認定者数につきましても、高齢者の増加に伴い、令和8年には6,451人、令和22年には7,560人と増加していく推計となっております。

計画の策定にあたりましては、このような状況を踏まえつつ、市内高齢者へのアンケートと関係団体への意向調査や聞き取り、計画の策定委員会や評価委員会から出た意見に国や県の動向も踏まえまして、課題をまとめ、令和6年度から8年度の3年間で市として取り組んでいく目標や施策を設定しております。

4ページ、施策の体系について御説明をいたします。本計画は基本理念を「高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまち」とし、基本目標を1から4まで掲げております。

基本目標1は、高齢者を地域で支える環境づくりといたしまして、右側に基本目標を実現する ための施策の展開方向を記載しております。

1-1包括的な相談支援体制の充実、1-2支え合いの地域づくり、1-3在宅医療・介護連携の推進と、1-1から1-6までを設定してございます。

基本目標2は、社会参加の促進と高齢者にやすらぎのあるまちづくりといたしまして、2-1 生きがいづくりの推進から2-4まで、就労支援、災害時の支援など、安心・安全に関わる施策 を掲げております。

基本目標3は、総合的な介護予防の推進とし、3-1から3-3まで、地域における介護予防の推進や多職種、他分野との協働による介護予防の推進の施策を掲げております。

最後、基本目標4は、介護サービスの充実による安心基盤づくりとし、4-1から4-7まで 介護給付の適正化や介護人材の確保、介護保険サービスの充実など、介護保険事業に関する施策 を掲げております。

次に、5ページから8ページまで、主な施策の方向ということで具体的な取組について掲載しております。計画の本編はもっと多いのですが、概要版では新規施策や充実させていく施策など、重点的に取り組むものについてピックアップした形になっております。

全体的には3年ごとの計画策定になりますので、方向性が大きく変わることはありませんので、目指す目標、施策の方向性は引継ぎつつ、取組を充実、推進していくものが多くなりますが、

その中でも新たな取組であったり、重要と思われる施策について、幾つかピックアップして説明 をいたします。

5ページの冒頭、包括的な相談支援体制の充実の1つ目、新規の項目です。高齢者生活支援センターの増え続ける業務の負担軽減を図ることで、市民への相談支援体制を確保することとしております。

芦屋市もですが、全国的にも支援を必要とする高齢者が増えており、高齢者生活支援センターの業務負担の軽減が課題となっていることから、このたび国の制度改正において、一定の業務負担の軽減を図る改正がなされたところです。将来人口推計等の状況も踏まえまして、この計画期間中の、令和6度中に高齢者生活支援センターを1か所増設しまして、高齢者への相談支援体制の強化を図ることとしております。

次に、認知症施策の推進では、新規としている取組ですが、今年度、令和5年10月に新たに開始した事業である、認知症高齢者個人賠償責任保険事業のさらなる普及・啓発にも取り組むこととしております。こちらは、令和6年1月末時点で29人の方に登録をいただいております。次に7ページ、総合的な介護予防の推進の、多職種・他分野との協働による介護予防の推進ですが、健康無関心層へのフレイル予防の普及・啓発を強化するために医療専門職と連携し、立ち寄り型、例えば公共施設ですとかスーパーですとか、日常の生活の場での啓発にも力を入れて取り組むこととしております。

8ページ中ほどの介護人材の確保・資質向上及び業務効率化への支援の2つ目ですが、介護人材につきまして、事業所のアンケート調査や聞き取り結果から、人材確保が困難である状況を把握しております。これまでの取組としては、介護人材養成支援事業という実務者研修や初任者研修の受講費の補助を行っておりますが、それに加えて人材確保に資する新たな補助制度の創設など、事業者支援につながる施策に取り組むこととしております。

次に、本日の地域密着型サービス運営委員会に関わる部分になります。8ページの一番下の地域密着型サービスの充実につきましては、本計画の計画期間中には地域密着型サービス事業所を新たに増設することはせず、今後もニーズを把握しつつ、中長期的な整備について引き続き検討をしていくことといたしました。

これは、3年前の令和2年度の計画策定時に、在宅の医療ケア体制を充実する目的で、令和5年度までに看護小規模多機能型居宅介護の事業所を1か所整備する計画として、これまで公募を行ってまいりましたが、事業者からの応募がございませんでした。

また、在宅の医療ケア体制については、市内に訪問看護ステーションが3年間で5か所開設されまして、在宅医療ケアの体制が整ってきていることや、このたびの制度改正により、看護小規模多機能型居宅介護のサービスについては広域利用が可能となる見直しがあることを踏まえまして、このように判断をしたものです。

したがって、今後3年間の利用状況などを注視しつつ、その後の整備の必要性については、引き続き検討していくこととしております。

9ページ、10 ページを御覧ください。介護保険サービスの事業見込みと介護保険料について

御説明いたします。令和6年度から8年度までの介護保険サービスの給付の見込み額を算出し、 そのうち、第1号被保険者が保険料として負担する必要額を算出いたしまして保険料を設定し ております。

そうして設定いたしました芦屋市の令和 6 年度からの基準の保険料額が、年額で 74,160 円、 月額 6,180 円となります。現行の芦屋市の保険料は、年額 68,880 円、月額が 5,740 円ですので、 月額で 440 円の上昇となります。

10ページ、芦屋市の介護保険料は、所得に応じて18段階の設定といたしました。基準月額となりますのは、第5段階の保険料額を言います。

なお、保険料額は各市で算出いたしますので自治体によって異なりますが、近隣の8市に聞き取りをしたところ、月額7,000円台になるところが2市、6,000円台は芦屋市を含めて4市、5,000円台が2市となっておりまして、芦屋市の基準月額6,180円は、全国平均がまだ出されてませんが、平均より少し低めの設定になるものと見込んでおります。

説明は以上です。

- 家髙委員長 先ほどの報告につきまして、御質問、御意見等、ございますでしょうか。
- **三島委員** 先ほどの地域包括支援センター運営協議会で、孤独・孤立による支援課題を抱える人の 支援ハンドブックを作るとおっしゃっていたのは、この計画の中には入ってないけれども、この 概要版を作成した後に決まった話だったのですか。
- 事務局(浅野) 施策に、ハンドブックの作成とは書いていなかったと思います。計画の中に全て の施策は挙げ切れておりませんが、権利擁護支援の充実を掲げており、様々な取組を進めていく ことになりますので、先ほどのハンドブックも、ケアマネジャーさん等にもしっかり周知しなが ら、孤立・孤独対策についても、地域福祉課と連携して取り組んでいきたいと考えております。
- 三島委員 この概要版には全部書いていないのですね。
- 事務局(浅野) そうです。
- **三島委員** 新規事業だったら、せっかくだから書かれていたらよかったのにと思いました。
- 家髙委員長 そのほかは、いかがでしょうか。

それでは議題は以上になりますので、閉会に移りたいと思います。一旦、事務局にお返しします。

事務局(篠原) 委員の皆様、ありがとうございました。本日の運営委員会の内容について、後日、 事務局で会議録を作成いたしますが、また、皆様にも内容について御確認をしていただくため に、メールまたは郵送で会議録の案を送付させていただきますので、よろしくお願いをいたしま す。

また、今回は、先ほどの地域包括運営協議会と一緒で、このメンバーで開催する最後の委員会 となります。2年間、お忙しい中お集りをいただきまして、また委員会の中で様々な御意見をい ただきまして、誠にありがとうございました。

最後に委員の皆様から何か御意見、御感想があれば頂戴したいと思います。先ほど地域包括支援センター運営協議会で皆様お一人お一人からお言葉をいただいたと思いますので、何かこの

委員会の運営等に御意見等があれば、この場でおっしゃっていただけたらと思っております。 どなたか御意見、御感想など、ございますでしょうか。

こども福祉部長(中山) 2年間、ありがとうございました。お世話になりました。

今回、運営指導等で指摘をした事項を見ても、やはり人員に関わるところで、どちらの事業所も人材の確保に御苦労されているのかなと思いました。全労働の平均の年収で言っても、介護業界は年収がかなり低いというのが現実としてありますので、こういう状況もやむを得ないのかなと思いつつ、この運営委員会の設置要綱を見ますと、地域密着型サービスの質の確保であったり、適正な運営を確保する観点から必要であることも審議事項に入っております。

すこやか長寿計画で、処遇改善という形で人件費を上げようと政府も取り組んでいただいて るんですけど、一方で、訪問介護なんかは報酬単価を下げております。処遇改善加算を上げてる からいいんだということですけど、結局変わらないので、人が増えないことがあるので、市とし て何かできることはないかと、今、検討していこうとしています。

市によっては、地域密着型サービスに報酬加算をしているところもありますし、ケアマネジャーによる処遇改善加算もないので、ケアマネジャーに補助を出して、給料の上積みをしているところもあります。

どういった形が適切なのかは、様々な要望、意見を聞きながら進めたいと思いますけれども、 また国の処遇改善もどういう方向性になるのか、しっかり見ていきながら、このような場で御意 見を頂戴したいと思っておりますので、その節はよろしくお願いいたします。

2年間、本当にお世話になりました。ありがとうございます。

事務局(篠原) ほかに、何か御意見等、よろしいでしょうか。

最後に、家髙委員長から一言頂戴しまして、閉会とさせていただきたいと思います。どうぞよ ろしくお願いいたします。

家高委員長 皆様、本当に2年間、お疲れさまでした。円滑な議事進行に御協力をいただきまして、 ありがとうございました。

先ほどの事務局からの報告の中で、第 10 次の芦屋すこやか長寿プラン 21 の 3 ページの説明で、芦屋市の高齢化の推計で、2030 年には 33.1%の高齢化率、2040 年には 40.9%になることが報告されました。今後、高齢化率が進んでいく中で、もう一つ同時に日本社会の中で進んでいくのが、高齢者の世帯の単身化です。

現時点では、家族による支援が一定程度機能していますが、今後それが機能しにくい状況になっていくと、地域の中でのケアシステムをより強固なものにしていかなければならないことになります。そうした中で、地域包括ケアシステムが重要だと言われているのです。

地域包括ケアシステムをつくり上げていく1つの方策として、地域密着型サービスがあります。このサービスは、一般的な介護サービスのように、来られた利用者に対して介護サービスを提供するだけではなく、住み慣れた地域での生活を支えていくために、地域との連携が非常に重要になってきますし、また事業運営においても運営推進会議等で、地域の方々の意見も取り入れながら運営を行っていく位置づけの事業になっております。この委員会のメンバーは今回で任

期終了になりますが、引き続き、地域密着型サービスの各事業所に対しましても、いろいろと御 支援、御協力をいただけたらと思っております。

事務局(篠原) これをもちまして、令和5年度の第2回地域密着型サービス運営委員会を終了させていただきます。本日は、ありがとうございました。